

立山関係史料にみえる「近江国」

—近江国・越中国・立山—

木本秀樹*

はじめに

立山に関する縁起や説話には、近江国との経緯を解説するものが少なくない。この点に関して、開山佐伯有若・有頼の存在から筆を起こした富田景周や森田柿園に始まり、陰に陽に両者の関係を指摘して今日に至っている。中でも廣瀬誠氏は、『萬葉集』をはじめとする古代からの史料が後世の開山縁起に何らかの影響を与えたと指摘されるとともに、近江国の存在を「宗教的権威の源泉」としてとらえることの可能性を提示されているのである。¹⁾

私は、基本的にこうした見解を踏襲するものであるが、このほかにも関係する史料を示してこれを補強したり、さらにそのほかの可能性を論ずることもできるものと考えている。またこうした問題は、越中国ひいては立山にのみ関わるものではなく、当時の国制をはじめ、地理的要因や政治的動静とも軌を一にするものと想定せざるを得ないのである。

そこで私は、副題にも付けたように、近江国と立山とを介在するものとして「越中国」の存在から解き起こすことの必要性を感じている。また事象によっては、立山が所在した「新川郡」の存在を意識することも念頭に置かなければならないであろう。このことは、一見当然のことであるが、歴史的背景の順序性や必然性をはじめ、様々な観点から夙に是認されるものと考え、以下文献史料を中心に駆使して両者の関係につき、指摘していきたいと考えている。

もとより立山縁起の生成を考えると、時間的経過の中で古代、近世に比較して中世における史料の存在形態の如何が問題の所在となることが考えられる。このことは、近世以降の立山縁起を論ずるとき、古代から解き起こさざるを得ないのみならず、このことが、越中中世史研究そのものに関わる問題であることの言を俟たないものにほかならないからである。今仮に縁起のみを挙げるにしても、そこには数百年の時間的経過がある。しかし、これらをおしなべて同一視するものではけっしてないが、こうした制約を

*富山県 [立山博物館]

踏まえて、どこまで史料的に詰めることが可能であるか考察していくこととしたいと考えている。

1

まず、これまで先学の研究の中で提示された近江国と立山との関わりをよく示すとされる史料を逐次、編年的に抄述して挙げることにしたい。

(1) 「師資相承」 坤 三種悉地 (『大日本史料』第一編之二)

智証大師一康済 攝書大陣入堂、密傳、法島、伊師、越中弘法建立、越前中入、
親成、昌泰三年三月八日入滅、七十三、西室西行奉同。

(2) 『今昔物語集』卷十四 (修行僧至越中立山会小女語 第七)

今昔、越中ノ国□□ノ郡立山ト云フ所有リ、昔ヨリ彼ノ山ニ地獄有リト伝ヘタリ、
(略) 日本国ノ人罪ヲ造テ多ク此ノ立山ノ地獄ニ墮ツト云ヘリ、其レニ三井寺ニ有
ケル僧仏道ヲ修行スルガ故ニ、(略) 彼ノ越中ノ立山ニ詣デ、地獄ノ原ニ行テ廻リ
見ケルニ、山ノ中ニ一人ノ女有リ、(略) 女ノ云ク、我レハ此レ近江ノ国ノ蒲生ノ郡
ニ有シ人也、我ガ父母于今其ノ郡ニ有リ、我ガ父ハ木仏師也、(略)

(3) 『宝物集』上 (『続群書類従』三十二輯下 雑部)

(略) 我朝越中国ノ立山ノ地獄ヨリ、近江国ノ愛智ノ大領カ娘ヨリ山臥ニ言付ケ、
親ノ本ヘ物申タル事ノ有ケルトソ承ル、(略)

(4) 「立山権現」 (『和漢三才図会』卷之六十八)

(略)

立山権現 在新川郡

彼山伝記曰 文武天皇大宝元年二月十六日夜 帝夢阿弥陀来枕頭曰 自今令四条大
納言有若領越中国 国家当安隱也 (略)

○藍嶽寺 (略) 慈興上人老母 卒于江州志賀 慈興自作母像 慶雲元年八月彼岸中
日 為葬礼法式 于今然

(略)

(5) 「立山縁起」(延命院本)²⁾

大宝元年^{辛丑}二月十六日、志賀京四条部主、越中守佐伯有若朝臣、始庁府、(略)

(6) 「立山小縁起」(雄山神社本)³⁾

(略) 抑開闢則文武天皇之御宇、歳次辛丑、大宝元年春二月十六日、志賀都城四条部主越中之守□□到越之中州、(略)

(7) 「立山略縁起」(権教坊旧蔵本)⁴⁾

(略) 人王四十二代文武天皇の御宇に、志賀の京を佐伯有若ハ、越中の郡主をたまはり、布施院に居城す、(略)

(8) 「立山略縁起」(相真坊本)⁵⁾

抑も越中国立山開闢の由来を尋ぬるに、大宝元年辛丑春二月人皇四十二代、文武天皇の御宇に北陸道政事の勅を下し賜ひ、依之、同月十六日越中国に下り、新川郡宇布施の院に居城を構ひ、御殿佐伯左エ門尉越中守有若公と申す、(略) 名を慈興と改めて、一千日が其間、窟間に山籠り、苦修練行し玉ひて、願以成就、其の上に愈山を開闢し、速に都近州志賀に登り、参内し玉ひ、立山開基の奇瑞残なく奏問あれハ、(略)

(9) 「立山大縁起」(泉蔵坊本)⁶⁾

立山宝宮和光大権現縁起

(略)

抑〱大宝元年辛丑二月十六日、志賀京四条郡主越中守佐伯有若之朝臣、始庁府也、(略)

芦嶺中宮御嬬尊縁起

(略)

未知衆生彼所、開山慈興上人之御母、於志賀都空成給矣、(略)

公刊されている諸史料には、立山と近江国との関わりを示すものが以上のごとく確認することができる。このほか、近世に記録された縁起の類で、いまだ未刊のものにも若干のものを見いだすことができるが、大筋において両者との関わりを知る上で大過ないものと思われる。

まず(1)史料の康済は、『本朝高僧伝』八⁷⁾によれば延暦寺座主、園城寺長吏を歴任していることがわかる。もとより立山が天台系の山として始まったであろうことは、(1)史料の「越中立山建立」などから推し図ることができるが⁸⁾、延暦寺が近江国に所在することから立山と同寺との持つ意味は、きわめて大きいと言わざるを得ないのである。また康済が没した昌泰2(899)年と、後に開山と想定された佐伯有若が実在したことの立証される延喜5(905)年という年次を考えると、ほぼ同時期に活躍した両者の存在が浮かび上がってくる。『伊呂波字類抄』では有若を開山としているが、(4)史料以降の内容を俟つまでもなく、両者との間に何らかの関係を有したことが窺われてくるのである。

また、(2)史料にみえる三井寺(園城寺)の僧侶の登場は、示唆的である。ところで、この説話と同内容のものが『大日本国法華経験記』巻下第百廿四話⁹⁾に登場するが、ここには三井寺の僧侶としてではなく、「修行者あり、その名詳ならず、」とある。さらに、『今昔物語集』巻十七(墮越中立山地獄女蒙地蔵助語 第廿七)にも、(2)史料と同内容のものが記されているが、「仏ノ道ヲ修行スル僧有ケリ、名ヲバ延好ト云フ、」とあり、三井寺と明記してはいないのである。

この間の経緯及び詳細については、諸先学の研究に委ねることとするが、その概略はこの三説話が同一の伝承に由来すると想定され、『大日本国法華経験記』⇨『今昔物語集』巻十四⇨『同』巻十七へと発展していったと考えられ、延好はおそらく三井寺系修験者で密教的呪術に関わった者であろう。¹⁰⁾このように立山の説話が伝えられていく背景には、三井寺系の僧侶の関与が想定されるのである。一方、巻十七の説話では延好が立山地獄、地蔵菩薩代受苦の伝達を行い、大原の浄源なる者が女の供養法会を行っていることがわかる。この浄源とは、比叡山横川で仏道修行した浄土教布教者である。このように両者には、宗教的階層の存したことが想定されるが¹¹⁾、いずれにしても比叡山と立山との関係を窺い知ることのできる史料と考えて大過あるまい。

次いで(3)史料は、著者である平康頼が鬼界が島から赦免されて帰京した治承3(1179)年以後に成立したものであると思われる。特に同史料は、仏法入門書として様々な仏典を引用するとともに、天台浄土教の立場により執筆されたといわれている。¹²⁾内容的には(2)史料に近いものであり、蒲生郡の仏師の娘と愛智郡の大領の娘という相違はあるが、共に近江国の存在を知らしめている。

一方、(4)史料では「彼山伝記曰、」とあるように、立山に伝えられてきた伝記を引用して、慈興上人の母が志賀で卒したこと、また「四条大納言」とある四条とは、都城を意識してのものであり、おそらく近江大津宮を念頭に置いたものであろうことがわかる。さらに(5)史料以降の内容には、近江国関係の事柄について(4)史料と相通じることが多い

が、このことは、(4)史料が刊行された正徳年間から享保年間以前に当地において語られていた伝承（おそらく中世の時点において成立）が基本となったものであり、それをほぼ踏襲してきたものに違いあるまい。

また(4)史料と(5)史料以降については、筆写の過程において複数の伝本の存在が考えられるものの、伝承の過程においてその骨子となる部分がほぼ忠実に伝えられており、それを遡っていくとおそらく同一のものに辿り着くと思われるのである。(4)以降の史料については、以上のように考えていくこととしたい。ただ、(3)史料と(4)史料との間には、かなりな時間的隙間の存することが問題となる。私は「近江国」とはいうものの、両者間をもって問題の所在に大きく相違する点があるものと考えており、これらの史料を一連のものとして扱うことには、時間的のみならず歴史的にみても、慎重を要することは言うまでもない。

2

次に上記に取り挙げた史料のほかに、近江国との関連を示すと考えられるものを次に提示することとしたい。まず『延喜式』神名帳では、近江国野洲郡の式内社として次のように挙げている。

近江国一百五十五座<sup>大十三座
小一百四十二座</sup>

(略)

野洲郡九座<sup>大二座
小七座</sup>

御上神社<sup>名神大、月
次神嘗</sup>

小津神社

下新川神社

兵主神社<sup>名神
大</sup>

比利多神社

上新川神社

馬路石邊神社

己余乃神社二座

(略)

この中で、野洲郡には上・下新川神社の存在することがわかる。このうち、下新川神社は「シモニフカハ」（九条家本『延喜式』）、「シモニヒカハ」（『神祇志料』）と訓じており、現在の祭神は豊城入彦命、新川小楯姫命の二座である。鎮座地は守山市幸津川町であり、このほかに論社はない。

次いで上新川神社は、『延喜式』をはじめとする諸書が「カミノフカハ」と訓じてい

ることにおいては、全て一致している。これまでの史料の中でこれと同名の神社は存在しないが、野洲郡野洲町野洲及び守山市大字立入にともに論社として、「新川神社」が存在する。両社は、野洲川を挟んでほぼ真向かいの河畔に位置している。このあたりは、かつて立入庄とよばれた地であったが、野洲川の氾濫によって同庄が二分されたところである。そして奉斎する神は、これにより両地に分かれたと考えることができるのである。景山春樹氏によれば、現地形や歴史性を勘案してこれを論社というよりも、守山市のほうが分霊社に当る可能性を指摘している。¹³⁾また同社の現在の祭神は須佐之男命、大物主命、奇稲田媛命、新川姫命である。

ところで上・下両社は、ともに野洲川沿岸に位置している。上新川神社は、三上山麓にほど近いところであり、下新川神社は、その先の下流が南北に分流して砂州デルタを形成したところにある。これら地域は琵琶湖東の肥沃なところであり、両社が新川姫及び新川小楯姫を祭神とするところから「司水神」、しいては「農耕神」としての性格を有していたものと想定されよう。¹⁴⁾また新川(河)小楯姫は、饒速日命三世孫出石心大臣命の妻であり、孝昭天皇の代、命の妻となり、大水口宿祢命、大矢口宿祢命を生んだとされている。¹⁵⁾

ところで、『日本三代實録』貞観十一年十二月廿五日戊申条¹⁶⁾によれば、

授(略)近江国従五位上新川神並正五位下、(略)

とあり、また『同』仁和元年九月廿二日癸卯条¹⁷⁾によれば、

(略)正五位下新河上神、並授正五位上、

とある。この時点以前に、新川神は上下に分祀されたものか、あるいは新川神とは別神のものであるかということが問題になる。¹⁸⁾前者であれば、上・下新川神社に比すとともに、上下と分けることによって川の上・下流における「司水神」としての性格がより明確になることが考えられよう。また貞観11年時と仁和元年時における位階との連続性をみても、このことは首肯されるべきものと考えられる。

そこで、両社の存在に関する史料的位置付けについて考えてみたい。まず、近江国新川神に連想されるのが越中国新川神である。『日本三代實録』貞観九年二月廿七日丁酉条によれば、

授(略)越中国従四位上鶴坂神従三位、従四位下日置神従四位上、正五位上新川神従四位下、(略)

とあり、近江国新川神より2年早く二階上位に叙せられていることがわかる。こののちさらに越中国新川神は、『同』貞観十八年七月十一日丙戌条において従四位上に叙せられていることがわかる。両国両神の存在とその関わりについては、詳かではなく以上のこ

としかわからない。

なお、このほかに「新川」名を有するものとして「新川臣」の存在が一例窺われる。これは、「上野国山名村碑」¹⁹⁾にみえるもので、辛巳歳(天武十年)に記された中に斯多々弥足尼の父とある。このほかに、越中国以外で新川に関する史料は見受けられないが、新川臣や新川姫命、新川小楯姫等の存在は、その名称から推して律令制成立期以前、あるいは大化前代における古代社会の残存を窺わせるものとして一考を要するものであり、しいては越中国「新川郡」の名称の存在も、こうした事象と軌を一にするものとして考えることもできるのではなかろうか。

もとより、新川郡の和訓を「爾比可波」²⁰⁾、「ニヒカハ」²¹⁾、「ニフカハ」²²⁾とするとともに、「丹生」の意に用いられたとする見解もこれまで広く述べられてきたところである。またこの和訓が、近江国・越中国ともに両方あることでも同様である。

そこでその実例を挙げていくと、まず近江国式内社155座、越中国式内社34座のうち、両国に共通する神社名を持つものとして、草岡・熊野・日置・樺原各神社が挙げられる。また越中国の郷名と同一の近江国の神社名として高野・川枯・佐味・大野・小野各神社を挙げることができるのである。もとより北陸道諸国にあって、越中国と共通する郷名や神社名は若干確認することができるものの、近江国との比較において、これほど多く共通する国はこのほかに見出すことができないのである。以上のことから、史料の僅少な古代にあって確たることは言えないが、両者間における共通の歴史性や様々な交流を通しての同様の歴史的事象の発生が、こうした地名や神社名に反映したことの査証ではないかと想定している。

3

次に、近江国に残存する越中国関係古代史料について述べておきたい。これは、両国間における何らかの関わりを示すものとして、これまで夙に知られてきたものである。これら史料に関しては、個々に研究の蓄積があることで知られているが、なぜそれが近江国に伝存するのか、その理由を考えていくことが必要になってくる。しかし、それを考察することは史料の残存状況をはじめとする現時点での状況においては、不可能であると考えられる。そこで今は、その存在を記すとともに、若干の想定をすることに留めることをお許しいただきたい。

まず、滋賀県大津市石山寺所蔵の所謂「越中国官倉納穀交替記」²³⁾である。これは、延喜10(910)年を最下限として約160年にわたる越中国礪波郡の正倉とそこに納めた正税

の状況を記した公文である。そして国司交替に関する公文として、おそらくこの年に作成されたものと想定される。この文書は、奈良時代から平安時代前期における越中国司や礪波郡司の名前が確認されるとともに、古代の倉庫制度を考察していく上で屈指の史料として注目を浴びてきたものである。また国印が紙面全体に約270余押し、その紙背（「伝三昧弥戒私記」）の内容や紙継目（あるいは断簡）をめぐる問題は、古文書学的にも様々に論議を呼んできたものである。

そしてこの種の文書は、古代においてこれが唯一無二のものであり、その史料的価値の高さのほどを窺い知るものでもある。おそらく、これが公文として京進されたものであろうが、それが如何にして石山寺に伝えられることになったものか、誠に興味の尽きないものを感じるのである。

この点に関して考えると、公文の紙背が廃棄以前に再利用されることはよくあるものの、これがこの地に伝わった経緯は、紙背内容との関わりにおいて深いものと想定しているが、これはあくまでも憶測の域でしかない。

次に挙げられるのが、「越中国百万遍勤修人名」（滋賀県甲賀郡信楽町勅旨 玉桂寺所藏）である。²⁴⁾これは、昭和54年の保存修理事業に基づく玉桂寺阿弥陀如来立像胎内文書調査により、鎌倉初期製作になる同像内から発見されたものである。この像は、法然の弟子勢観房源智が師の一周忌間近の建暦2（1212）年12月に、その功德を偲び勸進して造立したもので、納められた結縁交名はその総数にして約46000人余に上るものである。そしてそのうち、この越中国関係の念仏者が約4000名も記されていることは、特筆すべきことであろう。

また結縁交名全体の中で国名を記してまとめられているのは、越中国分だけであり、その前半部の内訳は、比丘名分616人、入道名分47人、俗童名分510人、比丘尼名分94人、女名分367人、都合1634人にも及ぶのである。²⁵⁾これは、越中国が法然系念仏宗の拠点であり、その普及のほどの凄まじさを知ることにはほかならない。

しかし、この念仏宗がこれほどまでに進出したことは、はたして如何なる事由によるものであろうか。久保氏の分析によれば、かつての越中国古代氏族も多少見受けられるものの、清原氏、宮道氏などの氏族名が比較的多く見られることから、元来越中国司やその目代層の系譜を引くとされる国衙関係の人々を中心にまとめられたと推測されている。²⁶⁾また『今昔物語集』などにみられるように、平安時代後期における浄土信仰の盛んなどころとして認知されていたことにもよるのではなかろうか。

以上のことから、近江国と越中国との関わりが少しずつではあるが垣間見ることができるのである。ただ、その歴史的背景としての考察については、改めて後考を期すこと

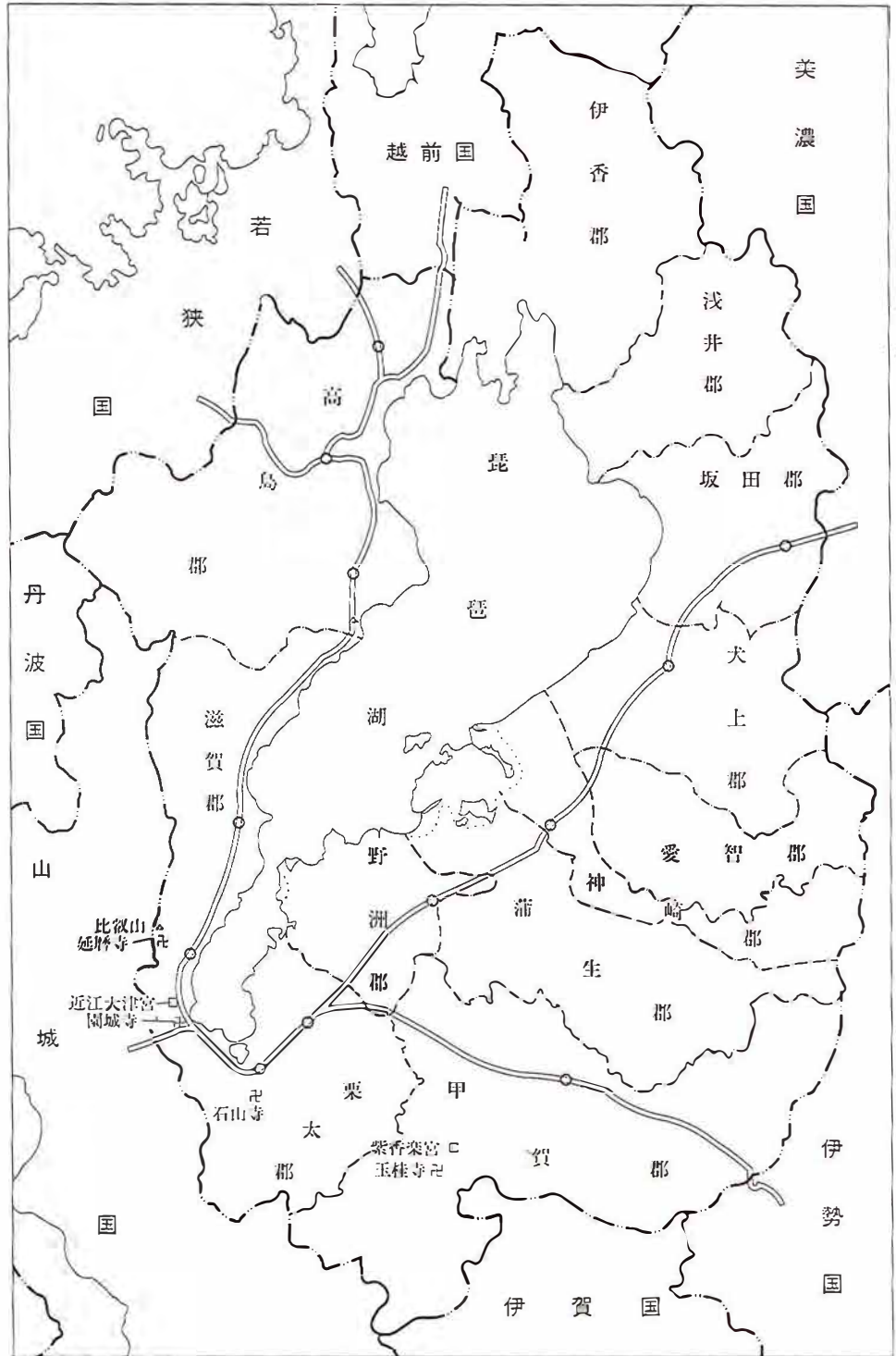
としたい。

おわりに

本稿では、立山関係の史料から近江国の存在を抽出することができることを指摘してきたが、そうした背景として想定されることは、まず比叡山延暦寺、園城寺などの天台系勢力の存在、また古代における神社、郷名など両国におけるある種共通すると考えられる歴史的事象の内在、そして浄土信仰の流布との関連などを挙げるができるのではないかということである。

また近江国におけるこれら事象が、ほぼ近江国南西部に集中していることもこうしたことを考えていく上で一つの糸口となるものであろう。(図 I 参照)もとより近江国は伊吹、鈴鹿、比良・比叡、三国などの構造山地によって区切られた構造盆地であり、それがおのずから各地域性を形成しているとともに、京都から東進、北進していく上での交通の要衝である。さらに越中国にとり、北陸道を通り越前国から琵琶湖西ルートを通っていくこの地及びその周辺域に、こうした関連の事象を確認することができることは、それが単に都鄙間ルートとしてのみならず、両国間の歴史的関係の深さを如実に示しているということができるのではあるまいか。

特に近世の史料とはいえ、立山開山縁起などにわずかな期間しか遷都されなかった近江大津宮の存在が記されていることは、いささか驚きにも似た思いがする。私は、これら立山開山縁起がこれまでの想定以上に古くから伝承されていたものと考えており、こののち改めて論ずる機会を得たいと考えている。



46 図 I

註

- 1) 「立山信仰の歴史と伝承」のうちの「近江と立山」(『立山黒部奥山の歴史と伝承』所収 桂書房 1984)。
- 2) 『富山県史 史料編Ⅰ 古代』所収(富山県 1970)。
- 3) 2) 前掲書。
- 4) 2) 前掲書。
- 5) 2) 前掲書。
- 6) 2) 前掲書。同縁起の写本は、泉蔵坊本のほかに日光坊本、権教坊本がある。後二者はまったく同一であるとともに、三本ともほぼ同内容のものとなっている。
- 7) 『大日本仏教全書 史伝部』。
- 8) 「古代の文化」のうちの「立山と山岳信仰」(高瀬重雄氏執筆部分)(『富山県史 通史編Ⅰ 原始・古代』所収 富山県 1976)。
- 9) 日本思想大系『往生伝 法華験記』(岩波書店 1974)。
- 10) 「鎌倉時代の越中」のうちの「神仏信仰の発展」(久保尚文氏執筆部分)(『富山県史 通史編Ⅱ 中世』所収 富山県 1984)。
- 11) 田中久夫「地藏信仰の伝播者の問題」(『日本民俗学』82号)。
- 12) 『国史大辞典』12(吉川弘文館 1991)の項目「宝物集」(三木紀人氏執筆担当)。
『群書解題』第八(続群書類従完成会 1982)の項目「宝物集」(小林忠雄氏執筆担当)。
- 13) 式内社研究会編『式内社調査報告 第十二巻 東山道Ⅰ』(皇学館大学出版部 1981)。
- 14) 13) 前掲書。
- 15) 『先代舊事本紀』巻第五「天孫本紀」(鎌田純一『先代舊事本紀の研究 按本の部』所収 吉川弘文館 1978)。
- 16) 同様の記事は、『類聚国史』巻十六 神祇十六 神位にもあり。
- 17) 国史大系本『日本三代實録』同日条によれば、「(略)近江国正五位下新河神、三上神並授正五位上、」とある。国史大系本編者は、頭注に「今意補」として「神、三」の二文字と一十点を意を汲んで補っているのである。しかし三上神は、貞観元年に従五位下から従五位上、同7年に従五位上から一躍正四位下、同17年に正四位下から従三位に昇叙されている。(いずれも『同』) こうしたことから判断して、同本編者がこの

二文字を補ったことは、おそらく「上」の文字に引かれて同一国同一郡の神である三(御)上神を想定して補ったものと思われる。しかし、上記の叙位の経過から考えてもこうしたことが成り立つ可能性は薄く、この補意は同本編者の失考ではなかろうか。なお、朝日新聞社本『同』の頭注では、『神祇志』において下新川神が脱漏したとする見解を採用している。ところで両本の底本には、「並」の文字が存することで一致している。このことは、六国史全体における表現にも相通ずるものであるが、このことから複数の神の叙位のあったことが想定されるのである。そして、仁和元年同日条において叙位に関わる記事は当該部分しかなく、「新河上神」のほかにもどの神に該当するものか詳かではないが、私は、『神祇志』の見解が当を得たものと考えている。むしろ、「新河上神」の「上」と「神」の間に「下」の文字が入ると想定したほうが、文意からも妥当性を有するものと思われるのである。しかし、今は本文記事に挙げた内容に留めることとして論を進めていくこととしたい。

- 18) 「○○神」が上下に分祀されるとき、「○○上神」と「○○下神」に分かれる場合と「上○○神」と「下○○神」とに分かれる場合、あるいは、上下いずれかを省く場合のあることが想定される。たとえば、『延喜式』神名帳の例を挙げると、美濃国大野郡の花長神社と花長下神社、近江国浅井郡の鹽津神社と下鹽津神社、対馬嶋下縣郡の銀山上神社と銀山神社ようになる。これは神社名であるが、神名と同一のものが史料に登場すればこうした両者の用例の存在したことが認められるが、管見の限りでこれを立証することはできなかった。また『日本三代實録』貞観八年五月廿二日乙丑条では、「授土左国従五位下殖田神従五位上、正六位上殖田上神、峯本神、祈年神並従五位下、」とあり、殖田神と殖田上神に分かれていることがわかる。こうした分祀もあることの実例として挙げておく。
- 19) 『寧楽遺文』下巻(東京堂出版 1967)。
- 20) 『万葉集』卷十七 4000「立山賦」。
- 21) 『延喜式』卷十 神名帳(武田本)及び享保八年板本・卷二十二民部省条。
- 22) 『延喜式』卷二十九 兵部省諸国驛傳馬条(享保八年板本)。
- 23) 『平安遺文』第一卷 204(東京堂出版 1974)。なお釈文に関しては、木本秀樹「九世紀の越中国司に関する覚書—付論「越中国官倉納穀交替記」釈文—」(『日本海地域史研究』一輯所収 文献出版 1980)を参照のこと。
- 24) 『玉桂寺阿弥陀如来立像胎内文書調査報告書』(玉桂寺 1981)
- 25) 10) 前掲書。
- 26) 10) 前掲書。